

生駒市規則第 27 号

給料等の支給に関する規則及び技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 10 月 7 日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則及び技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 中「第 8 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 3 条の 4 から第 3 条の 6 までを次のように改める。

第 3 条の 4 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規則で定める住宅は、前条に規定する住宅とする。

第 3 条の 5 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規則で定める職員は、第 4 条の 17 に該当する職員で、同条第 3 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務場所の移転（他の地方公共団体の職員又は国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用）の直前の住居であった住宅（条例第 8 条第 1 項第 1 号に規定する市が設置する公舎及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているものとする。

第 3 条の 6 削除

第4条の15を第4条の24とする。

第4条の14の見出し及び同条中「及び住居手当」を「、住居手当及び単身赴任手当」に改め、同条を第4条の23とする。

第4条の13の次に次の見出し及び9条を加える。

(単身赴任手当の支給)

第4条の14 条例第8条の3第1項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（市長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

第4条の15 条例第8条の3第1項本文及びただし書の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 市長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- (2) 市長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

第4条の16 条例第8条の3第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、市長の定めるところにより行うも

のとする。

2 条例第8条の3第2項の規則で定める距離は、100キロメートルとする。

3 条例第8条の3第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 6,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 12,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 18,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 24,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 30,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 35,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 40,000円
- (8) 1,500キロメートル以上 45,000円

(権衡職員の範囲)

第4条の17 条例第8条の3第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 他の地方公共団体の職員又は国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、第4条の14に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第4条の15に規定する基準に

照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第4条の14に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第4条の15に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第4条の14に規定するやむを得ない事情に準じて市長の定める事情（以下単に「市長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第4条の15に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

(4) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、当該異動又は勤務場所の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務場所

の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第4条の15に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

(5) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第4条の14に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあっては、市長の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第4条の15に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(6) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、当該異動又は勤務場所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は勤務場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第4条の15に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日ま

での間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(7) 第2号から前号までの規定中、「勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い」とあるのを「他の地方公共団体の職員又は国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は勤務場所の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(8) その他条例第8条の3第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員
(支給の調整)

第4条の18 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

2 職員に、その住居と配偶者等の住居との間の旅行に係る旅費が支給される場合は、条例第8条の3第2項に規定する加算を行わないものとする。ただし、支給される旅費が第4条の16第3項各号に掲げる交通距離に応じた額よりも少ない場合は、その差額を加算して単身赴任手当を支給することができる。

(届出)

第4条の19 新たに条例第8条の3第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、市長が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第4条の20 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第8条の3第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を市長が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第4条の21 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第8条の3第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第4条の19第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第4条の22 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第8条の3第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(技能職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 技能職員の給与等に関する規則（昭和41年12月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第6条第1項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第6条第4項中「住居手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規則の規定は、平成26年10月1日から適用する。